

鳥羽市国際交流協会

サンタバーバラ市中学生及び親善使節団派遣・招致事業協力会員実施要綱

(目的)

第1条

鳥羽市の国際交流を推進し、サンタバーバラ市中学生派遣・招致事業を末永く継続するため、協力会員を設ける。

(定義)

第2条

この要綱で協力会員とは、次の各分野で鳥羽市国際交流協会協力会員に登録された者の総称とする。

(1) 引率

サンタバーバラ市中学生派遣事業における中学生の引率及び鳥羽市での交流期間中の引率。

(2) 通訳・翻訳

通訳、翻訳等、語学を通じて姉妹都市友好親善に寄与するもの。

(3) ホストファミリー

外国人を家庭に招待し、寝食を共にするなかで普段の家庭生活を体験する機会を通じて相互理解と交流を深めるもの。

(登録資格)

第3条

協力会員として登録ができる者は、事業趣旨を理解する個人であって、次の各号の分野に応じ、それぞれ各号に定める要件に該当する者とする。

(1) 引率

鳥羽市または近郊に居住している18歳以上の方で、外国語について日常会話程度の語学力を有していること。コミュニケーションを積極的にとり、参加者の安全に配慮できること。海外渡航経験があること。

(2) 通訳・翻訳

鳥羽市または近郊に居住している18歳以上の方で、外国語について日常会話程度の語学力を有していること。

(3) ホストファミリー

鳥羽市内在住（近隣都市の方は要相談）の18歳以上の方で、登録することについて、家族全員の同意を得ていること。

(申込み及び登録)

第4条

協力会員として登録を希望する者は、登録申込書（別紙1）により、当協会へ申込みを行

うものとする。

2 鳥羽市国際交流協会は、前項に規定する申込書を受理したときは、その内容を審査の上、登録の可否を決定し、その結果を当該申込者に通知するとともに、各分野に登録を行うものとする。

3 登録は、複数の分野にわたって行うことができるものとする。

4 鳥羽市国際交流協会会員についても、申込み・登録を行うことができる。

(登録期間)

第5条

協力会員の登録期間は、4月から翌年の3月までの1年間とする。

2 登録期間は、本協会及び登録者の双方に異議のない限り、登録期間満了後、1年ごとに自動的に更新されるものとする。

(登録抹消)

第6条

協力会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、登録を抹消するものとする。

(1) 協力会員本人から登録取り消しの申し出があったとき

(2) 協力会員本人が死亡したとき

(3) 協力会員として不適当と認められる事由が発生したとき

(費用負担)

第7条

活動に伴う費用については、別紙2によるものとする。

(秘密の保持)

第8条

協力会員は、活動によって知り得た情報を他人に知らせたり、または、目的外に使用したりしてはならない。また、秘密を保持する義務は、協力会員を辞した後も同様とする。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附則

この要綱は、令和7年1月1日から施行する。